

すべての広告物が守らなければならない一般的基準

(1) 広告物等が風雨、衝撃等によって容易に倒壊、剥（はく）離、破損、落下等のおそれがあるものでないこと。

(2) 広告物等が道路の路面上に突き出して設置されている場合には、次に掲げる基準に該当するものであること。ただし、自己の氏名を表示するための広告物等について、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

① 路面から広告物等の下端までの高さが、歩道と車道の区別のない道路及び道路の車道の部分にあつては4.7メートル以上、道路の歩道の部分にあつては2.5メートル以上であること。

② 突き出し部の長さが0.6メートル（道路の歩道の部分に突き出す広告物等で、路面から広告物等の下端までの高さが4.7メートル以上であり、かつ、建築物の構造、外観等を勘案して美観風致上及び危害防止上支障がないと認められる場合は、1.2メートル）以下であること。

(3) 広告物等が信号機又は道路標識の効用を妨げないこと。

(4) 広告物等の上端の位置が地上から10メートルを超え、かつ、表示面積が30平方メートルを超える広告物等については、次に掲げる基準に適合するものであること。ただし、第2種許可地域においては、この限りでない。

① 彩度8以上の色を1面の表示面積の2分の1を超えて、使用しないこと。

② 広告物等に照明、ネオンその他人工の光源を用いる場合には、これらを移動させ、又は回転させないこと。

(5) 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、当該広告物等について、補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な景観の形成を妨げ、及び美観風致を害し、並びに公衆に危害を及ぼさないものとする。

（その他留意点）

広告物等を表示する場所の環境を考慮した色彩、意匠等とする。

看板の地色は、赤・黄・黒の原色を使用しないようにする。

赤色系の蛍光塗料は使用しないようにする。

広告物等の正面、側面等に支柱等が突き出さないこと。

